



いばらき

農業委員会だより

平成28年9月
(創刊昭和50年11月)

第162号

編集・発行
茨木市農業委員会
茨木市駅前三丁目8番13号
Tel620-1677(事務局)

農業委員会は、4月26日、市役所南館において、福岡市長、篠原市議会議長、岡本農業協同組合代表理事組合長、大塚副市長、西林産業環境部長を来賓に招き、茨木市農業委員会委員総会を開催しました。

当日は、平成27年度の茨木市農業委員会活動の報告とともに、平成28年度茨木市農業委員会活動計画を議決しました。

平成28年度活動計画は、前年度の活動計画に対する実績の点検・評価をもとに、次とおり決定しました。

担い手への農地の利用集積・ 集約化等について

管内の農家数は1239戸あり、国認定農業者は11経営体、大阪版認定農業者は96経営体ですが、農業従事者の高齢化、後継者不足により農業人口が減少する中、認定農業者等の担い手を確保することが難しくなっています。このような中、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、2面積は1120aで、管内の耕地面積の1.9%となっています。

また、これまで利用集積された農地の耕地面積は1120aで、管内の耕地面積の1.9%となっています。農業委員会では、ふるさと農業再生委員会及び都市農政対策委員会を中心とした農業再生委員会を中心に、農地パトロールを行い、地域ごとに遊休農地の未然防止に努めることとともに、遊休農地面積の約1割(100a)の解消を目指します。

農業委員会委員総会を開催 平成28年度農業委員会活動計画を決定

管内の農地面積5万9036a(国)の耕地面積統計等に基づき算出)のうち、遊休農地の割合は1.2%(736a)となっています。

農家の高齢化や後継者不足の問題、相続による土地持ち非農家の課題等により、近年、遊休農地は増加しています。

農業委員会では、ふるさと農業再生委員会及び都市農政対策委員会を中心とした農業再生委員会を中心に、農地パトロールを行い、地域ごとに遊休農地の未然防止に努めることとともに、遊休農地面積の約1割(100a)の解消を目指します。

農地パトロールを実施

農業委員会では、地元と協力し、正な管理が行われていない事例が確認されることから、耕作者に通知、改善指導を行っています。

農地を農地として取得する場合又は貸借する場合には、農地法第3条の許可等を受ける必要があります。

農地法第3条は、耕作目的での権利移動について審査、許可するもので、「自ら」「耕作」しないと見込まれる場合、農地の権利取得については許可されません。

耕作しない目的での農地取得が禁止されているのは、農地を資産保有又は投資の対象とする権利取得を防ぐためです。

主査 松本和也(穂積図書館から)
副主幹(旧 主査) 松下伸弘
主査 小濱邦臣

【転入】平成28年4月1日付
【昇任】平成28年7月12日付
【再任用退職】平成28年3月31日付

第42回 農業祭
~都市と農村のふれあいを求めて~
11月19日・20日開催

当日は、農林産物評会や展示販売、各種アトラクション等を予定しています。
皆さんお誘い合わせの上、ご参加ください。

開催日
11月19日(土)午前9時～午後4時
11月20日(日)午前9時30分～午後3時

会場
市役所前中央公園 南・北グラウンド

茨木市農業祭

農業者年金で老後の生活を安心サポート!

農業者年金は、60歳未満の国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方が加入できます。
正式な手続により農地を借りている農業者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

農業者年金の特徴

- 少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。
- 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができます。
- 80歳までの保証がついた終身年金です。
- 税制面で大きな優遇があります。

詳しいことは、農業委員会へお問い合わせください。

事務局短信

農地法第3条の許可により権利を取得したにもかかわらず、耕作を開始していないと思われる場合は、状況確認の上、指導を行うことがあります。許可後は、速やかに耕作を開始してください。

農地法第3条の許可により権利を取得したにもかかわらず、耕作を開始していないと思われる場合は、状況確認の上、指導を行うことがあります。許可後は、速やかに耕作を開始してください。

農業委員会では、地域ごとに遊休農地の発生防止、解消に努めています。

本年度も、早い地域では夏頃から

農地パトロールを実施し、その他の地域でも秋頃から順次、実施します。農業委員が農地に立ち入る場合もありますので、ご理解とご協力をお願ひします。

例年、パトロールでは、良好に耕作されている農地が多い中、一部の農地で遊休農地と思われる事例や適

農地は、当該農地の荒廃だけにとどまりません。雑草や害虫等の温床となり、また、粗大ゴミや産業廃棄物等の不法投棄による悪臭や汚水の発生源となる可能性があり、周辺の農環境や地域住民にも多大な迷惑となります。耕うん、草刈り等

農地を農地として取得する場合又は貸借する場合には、農地法第3条の許可等を受ける必要があります。

農地法第3条は、耕作目的での権利移動について審査、許可するもので、「自ら」「耕作」しないと見込まれる場合、農地の権利取得については許可されません。

耕作しない目的での農地取得が禁止されているのは、農地を資産保有又は投資の対象とする権利取得を防ぐためです。

主査 松本和也(穂積図書館から)
副主幹(旧 主査) 松下伸弘
主査 小濱邦臣

【転入】平成28年4月1日付
【昇任】平成28年7月12日付
【再任用退職】平成28年3月31日付

農地パトロールを行っていきます。



農地を農地として取得する場合又は貸借する場合には、農地法第3条の許可等を受ける必要があります。

農地法第3条は、耕作目的での権利移動について審査、許可するもので、「自ら」「耕作」しないと見込まれる場合、農地の権利取得については許可されません。

耕作しない目的での農地取得が禁止されているのは、農地を資産保有又は投資の対象とする権利取得を防ぐためです。

主査 松本和也(穂積図書館から)
副主幹(旧 主査) 松下伸弘
主査 小濱邦臣

【転入】平成28年4月1日付
【昇任】平成28年7月12日付
【再任用退職】平成28年3月31日付

